

令和4年12月15日

豊田市長 太田 稔彦 様

稲武地域会議
会長 大島 年春

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき令和4年7月14日付で諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 「**地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につなぐように努める役割**」を果たすためには、稲武地区の住民として地域の魅力を知り、稲武の価値を見出すことが必要です。

地域の歴史的文化や豊かな自然環境を地域資源として活かしながら、子どもたちに愛着心を育てる教育を実践し、暮らすことに対して幸福を感じられる住環境づくりに取り組むべきです。

- 2 「**空き家、農地、森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないようにする役割**」を果たすためには、財産所有者の意識を変えていくための仕組みづくりが必要です。

地域ぐるみで移住・定住に対する住民の意識を高めながら空き家を放置させない体制づくりや、負担が少なく、稼ぐことができる農林業の仕組みによる従事者の確保に取り組むべきです。

- 3 「**都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する人や関わる人を受け入れる役割**」を果たすためには、都市部との接点や関係性を積極的につくっていくことが必要です。

地区外へ移り住んでいる近親者や知人と協力し合えるつながりや、稲武地区に関心を持っている人を積極的に受け入れながら交流を深めていくなど、互いに協力しながら連携できる関係性を築いていくべきです。